

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県和光市下新倉五丁目10番70号

氏名 齊藤興業 株式会社
代表取締役 藤倉 登喜雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治

許可の年月日 平成26年9月20日

許可の有効年月日 平成31年9月19日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥（建設工事に係る汚泥に限る）、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、コ 鋳さい、サ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-------------|------------------------|
| 平成元年9月20日 | 更新許可 |
| 平成21年11月26日 | 更新許可 |
| 平成26年9月20日 | 更新許可 |
| 平成27年10月16日 | 変更届（代表者変更, 役員変更, 株主変更） |

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。